

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

愛媛県

目 次

はじめに

第1 普及指導活動の課題

- 1 生産・流通・販売の一体的推進
 - (1) 競争力のある個性的産地の育成
 - (2) 新技術等の実証・普及
 - (3) 環境保全型農業の推進・食の安全確保

- 2 認定農業者等の経営改善
 - (1) 地域を担う農業者・組織の経営改善
 - (2) 産地を支える生産者の所得向上支援

- 3 多様な担い手の確保育成
 - (1) 新規就農者の確保
 - (2) 意欲ある農業者の育成
 - (3) 農村女性の経営・社会参画の促進
 - (4) 農業大学校における実践的研修教育の推進

- 4 地域農業を支える組織の育成
 - (1) 集落営農の推進
 - (2) 地域農業支援体制の整備
 - (3) 農村振興に向けた取組支援

第2 普及指導員の配置に関する事項

- 1 地域農業室（農業指導班）
- 2 産地育成室
- 3 その他
- 4 普及指導員の計画的な確保

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 1 資質向上を図るべき項目
- 2 普及指導員の研修
 - (1) I期【普及指導員の養成】：資格未取得者
 - (2) II期【基礎指導力の確立】：新規任用後3年まで
 - (3) III期【専門指導力の確立】：普及活動年数概ね4～10年
 - (4) IV期【総合指導力、企画・管理力の向上】：普及活動年数概ね10年以上
- 3 普及指導員の調査研究活動

第4 普及指導活動の方法に関する事項

- 1 普及指導活動の重点化等
- 2 普及指導計画の策定
- 3 普及指導活動の評価
- 4 試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化
- 5 民間等との連携の強化
- 6 行政施策の活用支援および現地情報の発信
- 7 研修教育の充実強化

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 1 都道府県間および他産業指導機関との連携の確保
- 2 農業に関する教育への協力

はじめに

協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、農政の基本的な推進手法の一つとして実施され、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りながら、地域の特性に応じた技術・経営指導や担い手の確保、組織づくり、産地の育成等を通じて、地域農業や農村の振興に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、今日の食料・農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、鳥獣被害の増大、国内外の産地間競争の激化、農産物価格の低迷、消費者ニーズの多様化など様々な課題に直面している。

国では、これらの状況変化に対応した農政の推進を図る観点から、平成 22 年 3 月に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、これを受け 4 月に新たな「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下、「運営指針」という。）が示されたところである。

本県では、今回の運営指針を踏まえ、概ね 5 ヶ年の本県における協同農業普及事業の基本的な方針を明らかにする「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）を定める。

第 1 普及指導活動の課題

本県の農業を維持・発展させていくには、

- 認定農業者や集落営農組織等の地域農業を支える多様な担い手の確保育成による「生産構造改革」
- 従来の市場流通に加え、多様化する消費者ニーズに対応した新たな販売チャネルを構築し、収益の向上につなげる「流通販売改革」
- 温暖化等栽培環境や立地条件に対応した高品質・安定生産を目指す「生産性向上対策」

が重要である。

このため、本県の普及指導活動においては、以下の 4 つの課題を重点課題とし、「生産構造改革」、「流通販売改革」、「生産性向上対策」を一体的に推進する。

1 生産・流通・販売の一体的推進

農産物の価格形成機能は、市場への供給力を持つ産地から、市場での購買力を持つ小売・量販店や消費者へと移っている。

こうした中、産地と消費者とが信頼し合える新たな流通販売や消費者ニーズに対応した農産物の商品化を進めるため、

- 流通コストの削減や販売業者の利便性につながる効率的な流通システムの確立
- 卸売段階等での企画販売の拡大や産直等、産地独自の販売ネットワークの構築
- 農産物の機能性や安全性、用途等、多様なニーズに着目した生産方式の導入・定着

等、生産・流通・販売の各段階にわたる普及活動を展開する。

この場合、流通販売は農協や共選、農業者等が主体的に行う分野であることから、普及活動においては、各種事業を活用した流通販売の視察や講演・研修等により、集出荷団体や農業者に現状把握と検証ならびに改革への意識醸成を図り、本庁や関係機関と連携して産地と企業等とのマッチング支援を行って改革を促進する。

〔具体的な取組内容〕

(1) 競争力のある個性的産地の育成

- ・新品種、新技術等の導入推進
- ・産地、生産者の流通販売にかかる意識の醸成
- ・農産物の高付加価値化と新たな販路の開拓

(2) 新技術等の実証・普及

- ・開発技術の実証展示
- ・地域農業の課題解決のための調査研究
- ・農業者の新技術の習得・技術向上支援

(3) 環境保全型農業の推進・食の安全確保

- ・有機農業、環境保全型農業の推進
- ・エコえひめ、エコファーマーの拡大支援
- ・エコ農産物の栽培技術の普及（総合的管理技術、雑草管理等）
- ・GAP（農業生産工程管理）や、トレーサビリティ（生産履歴の追跡）システムの導入推進

2 認定農業者等の経営改善

地域の農地や農業生産を支える認定農業者は、産地の主たる構成員であるとともに、産地の持続的な発展のけん引役であり、農業生産法人や集落営農組織の育成にとって核となる農業者でもあることから、その経営の発展は地域農業にとって重要である。

こうした中、認定農業者及び認定農業者を中心とする農業生産法人や集落営農組織等の生産や収支にかかる経営改善等を図るため、

- 生産技術や商品開発、流通販売等に関するきめ細かな情報提供
- 情報や指導を活用する自主的な改善意欲の醸成
- 財務管理や顧客管理等、企業的農業経営に必要な専門知識の指導

等、認定農業者等の経営発展に向けたコーディネーターとなる普及活動を展開する。

〔具体的な取組内容〕

(1) 地域を担う農業者・組織の経営改善

- ・認定農業者や集落営農組織等の経営発展支援
- ・経営診断に基づく問題点の抽出と改善指導

- ・制度資金や各種事業等の情報提供および指導
- ・6次産業化及び農商工連携による収益の向上

(2) 産地を支える生産者の所得向上

- ・産地基幹品目の生産振興
- ・戸別所得補償制度にかかる戦略作物等の生産拡大及び生産性・品質向上
- ・気象変動に対応した安定生産技術の普及
- ・生産者への技術・経営情報の提供
- ・産地基幹品目の経営実態把握
- ・農家の主要経営品目を中心とした経営改善指導
- ・耕畜連携の推進

3 多様な担い手の確保育成

農業生産や農地を守り支えるには、認定農業者のみならず、集落営農組織の育成や他産業からの新規就農、企業による農業生産法人の設立、NPO法人や市民による集落営農への参加など、地域の実情に応じて多様な農業参入の促進が必要となっている。

こうした中、農村女性や新規就農者等、地域農業の多様な担い手を確保するため、

- 農村女性の経営・社会参画とスキルアップの推進
 - 農村と市民のネットワークづくりや農外からの人材活用等による集落営農の充実強化
 - 新規就農者の確保及び就農支援
- 等、地域の人材や実情に応じたきめ細かな普及活動を展開する。

[具体的な取組内容]

(1) 新規就農者の確保

- ・農家子弟や学生等に対する就農啓発及び就農支援制度の周知
- ・県内外における就農相談及び受入れにかかる体制整備 (I・J・U ターン就農支援)
- ・他産業退職者・離職者、NPO、市民団体等多様な担い手の就農支援
- ・農業法人等への就職支援
- ・企業の農業参入支援

(2) 意欲ある農業者の育成

- ・新規就農者の定着に向けた就農初期の重点支援
- ・認定農業者への誘導、経営改善計画の策定支援
- ・農業経営の法人化支援
- ・農業者の組織活動支援
- ・農村高齢者の役割開発の推進

(3) 農村女性の経営・社会参画の促進

- ・ 地域農業の方針決定の場への登用推進
- ・ 女性の農業経営への参画推進（家族経営協定の推進、技術・経営管理能力の向上支援等）
- ・ 女性が活動しやすい環境づくり
- ・ 起業活動にかかるスキルアップ支援とネットワークの発展

(4) 農業大学校における実践的研修教育の推進

- ・ 就農に必要な技術・経営にかかる実践的教育の推進
- ・ 社会人等多様な人材に対する研修の実施
- ・ 農業の担い手を確保・育成するための関係機関との連携強化

4 地域農業を支える組織の育成

本県の農業集落 2,924 集落のうち 3 割は認定農業者が支える集落であり、残る 7 割は集落営農組織等が支えるべき集落と考えられる。このうち、過半に近い集落は、高齢化が進む中で、既存組織の活動拡大や新たな組織育成が必要となっている。

こうした中、地域農業を支える営農支援組織を育成し、集落及び地域農業の維持、発展を図るため、

- 集落営農組織の核となるリーダーの育成や合意形成等、新たな組織の設立推進
- 農協等が主体となった農作業受託組織等の育成
- 地域農業マネジメントセンターの設立等、地域農業支援体制の整備
- 耕作放棄地や鳥獣害等、地域農業の課題解決に対する支援等、集落ごとの組織化の現状に応じた普及活動を展開する。

[具体的な取組内容]

(1) 集落営農の推進

- ・ 集落営農組織の育成、法人化推進
- ・ 農作業受託・農作業ヘルパー組織の育成および活動拡大支援
- ・ 集落営農組織の経営多角化支援

(2) 地域農業支援体制の整備

- ・ 地域農業マネジメントセンター（ワンストップ窓口）の設立および機能強化
- ・ 広域的な農業支援体制の整備に向けた関係機関との連携強化（JA 出資法人、NPO 法人等）

(3) 農村振興に向けた取組支援

- ・ 鳥獣害対策の推進
- ・ 耕作放棄地対策の推進
- ・ 都市と農村の交流促進
- ・ 地産地消及び地域資源の活用推進

- ・ 地域特産品目の生産拡大

第2 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員の配置については、本県農業の振興方向や普及指導活動の重点課題を踏まえ、農業者の高度かつ多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応できるよう、試験研究機関、農業者研修教育施設等との連携強化を図るとともに、組織・体制の役割分担を明確にし、地域や産地の特性に配慮して以下のとおり配置する。

1 地域農業室（農業指導班）

本県農業を支える多様な担い手の確保育成や集落営農の推進、農村における男女共同参画の推進や農村振興など、地域農業の振興にかかるコーディネート機能を担う普及指導員を主体に配置する。

2 産地育成室

本県の流通販売戦略に沿った売れるものづくりや、高度な技術を背景にした高品質生産、販路の拡大等による競争力のある産地づくりなど、産地育成にかかるスペシャリスト機能を担う普及指導員を主体に配置する。

3 その他

上記以外にも、本庁主務課に、普及計画の策定指導や進行管理、普及方法および専門項目にかかる普及指導員の指導・研修等、普及事業の企画調整を担う普及指導員を、農業大学校に、意欲ある優れた農業の担い手を確保・育成する役割を担う普及指導員を配置するなど、効率的・効果的な普及指導活動を進める観点から、必要に応じ普及指導員を配置するものとする。

4 普及指導員の計画的な確保

普及指導員任用資格を有する者の計画的な確保を図るため、資格取得の対象となる職員の普及指導機関等への計画的な配置ならびに、専門的な知識や技術の早期習得に向けた、職場でのOJT（業務の遂行を通じた研修）の充実強化に努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

本県の重点課題をはじめ、高度化・多様化する農業生産および農村環境に対応した効果的な普及事業を推進するため、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業、普及指導員の経験者等と連携するとともに、以下のとおり経験年数や専門項目に応じた国及び県段階における研修や調査研究活動等を実施し、普及指導員の活動に要する知識や技術の水準を高め、資質の向上を図る。

また、これらの研修で得られた成果情報については、研修報告や成果発表等を通じ、普及指導員間で情報の共有を図る。

さらに、普及指導員の自主的な資質向上の助長と意欲ある優秀な人材確保の観点から、普及指導手当の適正な運用に努める。

1 資質向上を図るべき項目

本県の重点課題の推進にかかる知識や技術の習得及び課題解決能力の向上を中心とするが、とりわけ、農業者の所得向上につながる農産物の高付加価値化や加工、販路拡大、マーケティングなど、6次産業化の推進や経営の多角化にかかる指導能力の向上に努める。

2 普及指導員の研修

普及指導員の研修は、普及指導員としての活動経験年数等に合わせて次のように設定する。

(1) I期【普及指導員の養成】：資格未取得者

新規採用職員等、将来、普及指導員資格の取得を目指す職員については、資格の早期取得に向け、普及指導員として任用されたものをトレーナーとしたOJTを中心に、必要に応じて先進農家研修や農業大学校、試験研究機関等における集合研修を実施し、普及指導に必要な知識や技術、普及指導方法等の習得を図る。

(2) II期【基礎指導力の確立】：新規任用後3年まで

新任期には、基礎指導力の確立に向け、自己課題調査研究を中心に、職員ごとに研修計画を作成し、引き続きトレーナーを明確にしたOJT等日常活動を通じて実践的指導力を高め、普及指導員の職務遂行能力の向上を図る。

(3) III期【専門指導力の確立】：普及活動年数概ね4～10年

農業者や農業者組織、生産部会、女性グループ等の抱える技術や経営上の課題に対し適切な指導を行うため、専門技術や経営管理、普及指導方法等の向上を図り、専門的指導力を確立する。

県段階では、専門技術高度化研修として、専門項目ごとの高度な技術や、経営・流通等に関する実践的な研修を実施する。

(4) IV期【総合指導力、企画・管理力の向上】：普及活動年数概ね10年以上

専門項目にかかる知識や技術の一層の高度化を図るため、産地戦略や流通販売改革のための、生産組織や関係団体等に対する提案および助言、集落営農組織の育成や経営の多角化、法人化等にかかる財務、法律、マーケティング、労務管理等の指導など、地域農業の活性化や産地振興にかかる計画・立案や、普及活動の企画・管理等も含めた総合的な指導力の向上を図る。

県段階では、引き続き、専門技術高度化研修や派遣研修等により、先進的技術・知識、普及手法等の習得を図る。

3 普及指導員の調査研究活動

各職場においては、自己課題調査研究を日常業務と効率的に組み合わせ、現場の課題に応じた実践的な調査研究を実施するとともに、県段階では、専門項目別に設置した調査研究会を中心に、共通する普及活動上の課題解決に向けた手法や知識、技術等について調査研究を行い、ネットワークの形成と成果の共有等により普及指導能力の充実強化を図る。

さらには、全国およびブロック段階で開催される調査研究会への参加により、普及活動成果の共有や情報収集等に努める。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、以下に掲げる事項に留意する。

1 普及指導活動の重点化等

普及指導活動の課題については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じ、本県における普及指導活動の重点課題に沿った、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

また、普及指導活動の対象者については、認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業経営及びその集団、地域農業を支える集落営農組織、新規就農者、農業へ新規に参入する者、社会・経営参画に意欲的な女性農業者、産地を支える農業者及びその集団等に重点化する。

なお、上記農業者等に対する普及指導活動の重点化を図る一方、地域農業の発展に向けた取組を進めるため、普及指導員及び地域の関係機関を中心として構成される普及事業推進のための協議会等を通じ、関係機関との適切な役割分担を行うよう努める。

2 普及指導計画の策定

普及指導機関は、普及活動を総合的かつ計画的に行うため、実施方針に則し、管内の農業及び農村の発展の将来方向を踏まえ、重点課題ごとの普及活動の方向性を示す「基本方向」、概ね5ヶ年の計画を示す「基本計画」および、1年ごとの計画を定める「年度計画」を策定し、これに基づき普及指導活動を実施する。

なお、普及指導計画の策定にあたっては、県の関係各課・機関や、管内の市町、農業団体、農業者代表等と十分な連携をとり、関係者の合意が図られるよう配慮する。

3 普及指導活動の評価

普及主務課および普及指導機関の長は、普及活動の効果的な推進および次年度の普及計画の適切な策定を図るため、普及計画の進捗状況、推進上の問題点およびその対応方法等について、概ね半期ごとに内部評価を実施する。

また、普及指導計画における課題や目標の設定、達成状況、普及活動の過程等について、幅広い観点から客観的に評価し、評価結果を普及活動に反映させるとともに、

普及活動およびその成果を積極的に外部に示すため、外部評価を実施する。

4 試験研究、普及指導及び研修教育の一体的な取組の充実強化

新品種や新技術の開発を行う試験研究機関、農業者に対する高度な技術・経営指導を行う普及組織、将来の農業の担い手に対する研修教育を行う農業大学校による一体的取組の充実・強化に努める。

また、普及指導活動の課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業等との積極的な連携に努める。

5 民間等との連携の強化

農業者の高度かつ多様なニーズに対応できるよう、地域農業の先導的な役割を担う識見の高い農業者（農業指導士等）を普及指導協力委員として積極的に協力を得ることにより、新規就農者の確保や農業者の技術・経営改善など、地域課題の解決に向けた活動を行う。

また、農業経営の法人化・多角化や、6次産業化の推進にあたり、専門的な知識が必要とされる分野（税務、会計、法律、労務管理、農産加工、マーケティング等）については、必要に応じ、より高度な知識や技術を持った民間専門家の活用を図る。

6 行政施策の活用支援および現地情報の発信

普及指導活動において、農業者の経営改善につながる補助事業や制度資金等の行政施策の農業者等への情報提供、およびこれらの活用支援に努める。

また、普及指導活動における情報収集・発信機能の観点から、管内の農業・農業者の動向や各種事業の進捗状況等を把握し、これらを県農政に反映させるとともに、地域農業の振興にかかる現地の情報や普及活動の成果等を、HP等を通じ、広く県民に情報発信するよう努める。

7 研修教育の充実強化

農業者研修教育施設（農業大学校）については、講義、実習等を組み合わせた実践的な研修教育を通じて、農業を志す学生をはじめ、多様な農業の担い手の確保・育成を行う中核的な機関として、その研修教育内容の充実強化に努める。

また、試験研究機関及び普及指導員との密接な連携及び役割分担の明確化を図りながら、農業の担い手に対し、技術や経営の高度化に関する専門的かつ体系的な教育を行う機関としての機能を果たすとともに、大学、農業高等学校、農業指導士等との連携により、効率的な研修教育を行う。

さらに、普及指導機関や本庁主管課、担い手育成公社等との役割分担のもと、青年農業者や多様な農業の担い手に対し、就農の前後にかかる継続的な支援を行う。

なお、農業の担い手に対する継続的な支援にあたっては、市町や農協等の関係機関、先導的な役割を担う農業者等の協力による支援体制の充実に努める。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 都道府県間および他産業指導機関との連携の確保

各都道府県で共通する普及課題の解決にあたっては、他の都道府県との情報交換や情報共有を図るなど連携に努める。

また、多様な地域資源の活用や、農業、林業、水産業で共通する課題の解決、農商工連携の推進など、他産業との連携が必要な分野については、林業、水産や商工に係る指導機関との連携確保に留意する。

2 農業に関する教育への協力

農業に対する国民や県民の理解促進および担い手の確保に向けた、行政や教育機関、農協等が実施する教育活動に対し、情報提供等の協力を行うよう努める。